

議案第 2 号

平成 22 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令の新設について

平成 22 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令の新設について、別紙のとおり提出します。

平成 22 年 3 月 20 日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令の新設について

1 訓令の制定理由

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則が施行され、鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部が改正されることに伴い、関係する訓令について所要の改正を行う。

2 訓令案の概要

(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定を引用する次の訓令について所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県教育委員会職員服務規程

イ 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

平成22年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 上山弘子

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令案

(鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 所属長 <u>教育委員会の事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課(課に相当するものを含む。)</u> 及び地方機関(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第2条第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 所属長 <u>教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁のうち、教育センター、図書館及び博物館を除いたものをいう。)</u> の課(課に相当するものを含む。) <u>及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)</u> 並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。

(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第2条第3項に規定する本庁をいう。</p> <p>(3) 所属所 地方機関(組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。)、各県立学校及び各教育機関をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁(教育センター、図書館及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) 所属所 地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)、各県立学校及び各教育機関をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。